

**芦屋町男女共同参画審議会設置条例 (平成18年12月21日条例第41号)**

最終改正:平成26年3月24日条例第15号

改正内容:平成26年3月24日条例第15号 [平成26年4月1日]

○芦屋町男女共同参画審議会設置条例

平成18年12月21日条例第41号

**改正**

平成20年9月25日条例第33号

平成26年3月24日条例第15号

芦屋町男女共同参画審議会設置条例

(設置)

**第1条** 男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本となる計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、幅広く意見を求め、その基本計画を円滑に推進するため、芦屋町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、町長の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本計画の策定、その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、専門的知識を有する者及び町民の中から、町長が任命する。

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、4年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員はその職務を失うものとする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

**第7条** 委員の報酬及び費用弁償は、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第13号）の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附則** (平成20年9月25日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。(後略)

**附則** (平成26年3月24日条例第15号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。